平成２７年（再イ）第１３０号
京都市左京区岩倉長谷町247番地１　アザレアスクエア102
再生債務者　中村　隼也
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月31日まで
平成28年２月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第７号
熊本県荒尾市荒尾4210番地43
再生債務者　村上　幸生
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月15日まで
平成28年３月１日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（再イ）第１４号
岡山県倉敷市真備町川辺1078番地９
再生債務者　堀井裕次郎
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月22日まで
平成28年３月１日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２７年（再イ）第１７号
広島県福山市加茂町字中野392番地
再生債務者　佐藤　公亮
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月22日まで
平成28年３月１日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（再イ）第８１号
北九州市小倉南区長行西３丁目11番26号（住民票上の住所）福岡市西区愛宕１丁目12番２―105号
再生債務者　西澤　直人
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月22日まで
平成28年３月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第８７号
北九州市門司区田野浦１丁目８番33―603号
再生債務者　松村　勲
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月22日まで
平成28年２月29日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第２３号
山口市小郡円座東町11番11号
再生債務者　野村　崇弘
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月28日まで
平成28年２月29日　山口地方裁判所

平成２７年（再イ）第１４号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目35番32―１号
再生債務者　石崎　博之
１　決議に付する再生計画案　平成28年２月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月29日まで
平成28年３月１日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２７年（再イ）第５号
岐阜県可児市美里ケ丘１丁目２番地
再生債務者　武馬　康晃
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。
平成28年２月26日　岐阜地方裁判所御嵩支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２５年（再イ）第９号
山口県熊毛郡平生町大字曽根2020番地の４
認可決定時の住所　岡山県倉敷市水江136番地８
再生債務者　橋本　大樹
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成25年10月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年３月１日　岡山地方裁判所倉敷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第５１号
京都市伏見区横大路松林27番地34
再生債務者　金田　和之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年３月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第５号
千葉県野田市木間ケ瀬3778番地２
再生債務者　小林　春夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年３月28日まで
平成28年２月29日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再ロ）第１号
山口県美祢市大嶺町東分来福台５丁目１番地１（県営住宅４棟303号）
再生債務者　田中　和恵
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年３月29日まで
平成28年３月１日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００４２号
東京都立川市錦町６―５―７―406
再生債務者　細野　春樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月26日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（こ）http://www.hoshino-godo-jimusho.gr.jp/kessan-koukoku/ota/
平成二十八年三月九日
東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内
（甲）合同会社Ｄｕｒｉａｎ
代表社員　一般社団法人Ｄｕｒｉａｎ
職務執行者　星野　大記
東京都文京区千石二丁目一六番一号
（こ）株式会社太田
代表取締役　高田　哲臣

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年三月九日
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一一番三三号ラフィオンズマンション丸の内第五一〇一一号
未来キャリア合同会社
代表社員　篠田　美穂